

「必ず、選挙に行かなきゃ」

あなたの一票を大切にしよう！

北海道知事及び北海道議会議員選挙と  
留萌市議会議員選挙

**今**年は「選挙の年」といわれています。

「選挙」は、わたしたちの暮らしに深い関わりを持っています。私たちの生活や社会をよくするため、忘れずに投票しましょう。

**Q** 今年は何のような選挙があるの？

**A** 今年は、4年に一度の統一地方選挙が行われます。4月には、北海道知事及び北海道議会議員選挙と留萌市議会議員選挙があり、7月には参議院選挙があります。

**Q** 投票日に投票できない場合どうしたらいいの？

**A** 投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭など投票日に投票できない場合は、( )期日前投票ができます。公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、手続きが簡素化され、投票が円滑になっています。

**Q** 投票所の入場券を紛失した場合どうしたらいいの？

**A** 投票所入場券は、選挙人に対し選挙があることをお知らせすることと、投票所で選挙人名簿の本人照合を円滑に行うためのものです。入場券が届いていない場合や紛失してしまった場合は、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で受付の係員にお問い合わせください。

**Q** 女性に選挙権が認められたのは戦後からというのは本当？

**A** 本当です。昭和21年に行われた総選挙が、男女平等の最初の普通選挙です。選挙は、性別や財産などで差別されることなく、みんなの意思が正しく政治に反映されるためにあります。投票は、私たちの重要な権利です。皆さん、必ず投票を！

選挙に関するお問い合わせは  
留萌市選挙管理委員会  
☎42・1908

## Q.今後の選挙の予定は？

### 知事・道議会議員選挙

- 告示日 知事 3月22日(木)  
道議会議員 3月30日(金)
- 投票日 4月8日(日)
- 投票時間 午前7時～午後8時  
(樽真布、峠下投票所は午後4時まで)
- 選挙のできる方  
昭和62年4月9日までに生まれた方  
知事は平成18年12月21日まで、道議会議員は平成18年12月29日までに留萌市に住民登録され、引き続き3カ月以上住んでいる方
- 選挙のできない方  
投票日当日までに留萌市から転出された方(ただし、道内市町村に転出された方で現住所地の「引き続き住所を有する証明書」を提出すれば選挙することができます。)

### 市議会議員選挙

- 告示日 4月15日(日)
- 投票日 4月22日(日)
- 投票時間 午前7時～午後8時  
(樽真布、峠下投票所は午後4時まで)
- 選挙のできる方  
昭和62年4月23日までに生まれた方  
平成19年1月14日までに留萌市に住民登録され、引き続き3カ月以上住んでいる方
- 選挙のできない方  
投票日当日までに留萌市から転出された方

選挙についての詳細は、留萌市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

HPアドレス [www.e-rumoi.jp/](http://www.e-rumoi.jp/)

### ( )期日前投票とは？

- 期日前投票とは  
選挙は、選挙期日(投票日)に投票所において投票することを原則としていますが、一定の事由(投票日当日、仕事などで投票所に行かれない方)により投票できない場合に、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行える制度が期日前投票です。  
期日前投票は、留萌市役所(玄関入って右側です)ですることができます。
- 期間  
知事 3月23日(金)～4月7日(土)  
道議 3月31日(土)～4月7日(土)  
市議 4月16日(月)～4月21日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時  
(土・日曜日も行っています。)